

第 1 設問 1

1 第 3 回目のデモ行進の不許可

(1) デモ行進をする自由⇒表現の自由を制約し憲法 21 条 1 項により保障されないか。

(2) ア不許可処分(条例第 3 条 1 項 4 号)⇒制約する・

イデモ行進⇒集団行進を通じて特定の違憲を不特定多数の者に表明する。

⇒21 条 1 項により保障される。

ウ制約の態様・権利の重大性

⇒政治に対する意見表明、デモ行進がそもそもできなくなる

⇒厳格に審査基準によるべき

(3) 目的⇒必要不可欠

手段⇒条件付きの許可ができたはず。最小限度とはいえない。

(4) 21 条 1 項に反している。

2 Cゼミの教室の不許可

(1) 講演会をする自由⇒集会の自由を制約し、21 条 1 項に反するのではないか。

(2) ア不許可処分⇒制約

イ講演会⇒議論を通じて人格形成⇒集会の自由として保障

ウ規制の態様⇒厳しい、重大な権利

⇒厳格な審査基準

(3) 目的

第 2 設問 2

1 デモの不許可について

⇒市民の平穏な生活環境の保護、商業活動の保護

⇒デモ行進の自由の要保護性が下がる

私見

⇒デモ行進が重大といっても、悪影響を与えるような行進は重大とはいえない

⇒利益衡量の観点から、審査基準を考えるべき

2 講演会

⇒教室の使用許可には裁量がある

⇒裁量は無制限に認められるわけではなく、裁量権の濫用・逸脱があった場合、違憲